

機能名称	仕務者たき	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点A）	検討項目（論点B）	
2.10. 執行停止処理											
2.10.1. 執行停止管理		No. 6-12_1	<p>■滞納整理 時効・納期限管理 執行停止 (195.196) ・入力した執行停止情報 (停止理由等) にて通知書等が作成されること。また、取消、抹消ができること。</p> <p>■滞納整理 時効・納期限管理 執行停止 (195.196) ・入力した執行停止情報 (停止理由等) にて通知書等が作成されること。また、取消、抹消ができること。</p> <p>また、執行停止情報の文書について、編集機能を有すること。また、指定する処理番号で当該情報を管理し、出力できること。</p>	<p>所在不明、財産なし、資力なし等の徴収不能前に対して、滞納処分を停止し、執行停止情報を登録する。</p>	<p>■オンライン処理 徴収緩和 執行停止 (80) ・執行停止情報 (停止日、停止事由、調査日時・調査内容) の登録ができること。また「執行停止決議書」(通知書) を出力できること。</p> <p>■徴収緩和/ハッチ処理 徴収緩和編纂 (93) ・執行停止の情報を抽出し、滞納処分が可能な未納の滞納を抽出すること</p> <p>■徴収緩和/ハッチ処理 帳票出力 執行停止一覧表作成 (101) ・徴収緩和編纂で作成された滞納整理ファイルより、執行停止の対象者を抽出し、執行停止一覧表を編纂、出力できること。</p>	<p>■執行停止 作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法その他の関係法、対象の債権 (国保) の法律等に依り、執行停止ができること 執行停止 入力 執行停止の理由法令を選択できること 執行停止の対象とする、滞納処分が可能な未納の滞納を選択できること 執行停止の対象の明細を一括して選択する工夫があること 必要な項目が入力されていないとき、登録時にエラーが表示されること 執行停止 取消 理由と日付を入力して、執行停止を取ることができること 執行停止 保存 執行停止の入力を保存し、照会できること 	<p>滞納者に対する執行停止情報 (決裁日、滞納明細、停止理由 (無財産、生活困難、所在不明、即時決済等)、調査請求、執行停止処理番号) の管理 (参照、登録、修正、削除) ができること。また、指定する管理番号で当該情報を管理し、出力できること。</p>	<p>(文字・必須) 執行停止者の管理機能は、滞納処分困難な財産状況を示すための資料という認識ですが、必要性は高いでしょうか。 また、執行停止専用の調査状況資料でなく、他の機能 (財産調査結果回答の一覧印刷等) での代用ができると考えておりますが、必要性は高いでしょうか。 b) 執行停止情報 (特に執行停止事由等) については、過去の滞納処分の経緯等定文書で規定するのが困難という認識です。編集機能の必要性は高い認識でよろしいでしょうか。 (録字・要録計) 執行停止者の調査状況について、中継機をクラウドに記録する必要があります。必要性を確認いたします。 執行停止情報の文書の編集機能について、確認いたします。 管理番号について、確認いたします。 E市では帳票作成時の入力の流れを記録していますが「入力項目不足によるエラー発生」、編集が作成できることが記載されていれば足りると判断し、本たき台では記載していません。</p>	<p>【要録事項】 a) 執行停止者の調査状況についてご指示ください。市内金融機関の口座残高等、滞納処分困難な財産状況を示すための資料という認識ですが、必要性は高いでしょうか。 また、執行停止専用の調査状況資料でなく、他の機能 (財産調査結果回答の一覧印刷等) での代用ができると考えておりますが、必要性は高いでしょうか。 b) 執行停止情報 (特に執行停止事由等) については、過去の滞納処分の経緯等定文書で規定するのが困難という認識です。編集機能の必要性は高い認識でよろしいでしょうか。 c) 指定する管理番号で執行停止情報を管理する機能について、具体的などのような機能かご指示ください。(1市)</p>	<p>a) 必要性が高いが他の機能で代用も可能。(0市) 執行停止専用の調査は必要なく一般的な財産調査で足りると思われる。(1市) 新法で「停止するのだから」の理由資料の必要性は高いのは「1市」 代用している。そもそも停止専用の調査などしていない。財産が見えれば、当初停止方針でも、切り替えて処分するので。(1市) 調査状況については、滞納処分困難な財産状況について、それまでの財産調査や実地調査に基づき、類型を基に担当者が個別に入力して作成している。他の機能での代用でも可取と見えます。(0市) 【留意】調査については2.8.1.「各種調査等作成」、2.8.2.「実地調査作成」、調査状況については2.8.13.「調査情報の管理」の財産調査編纂で代用と見られるため、たき台の「調査状況」は削除する。 b) 編集機能の必要性は高い。(0市) 執行停止調査作成時には編集機能は必須と思われる。(1市) お見込みの通り。(1市) 個別の内容を入力する必要がある。編集機能の必要性は高い。(0市) 【留意】たき台の編集番号を必須欄に修正する。 c) 他自治体クラウド構成市では管理しているかもしれませんが、当市では運用しておりません。(1市) 【留意】他の構成市において、管理番号で執行停止を管理しているか。 その他 取り消しの有効判定のため取消通知到達日の管理が必要であると見えます。(なお、文言で取消と解除が混在しているため法律に合わせ取消に統一しようと考えています。)(0市) 【留意】たき台の「解除」を、「取消」に統一する。 【留意】執行停止の取消の有効判定は、取消通知到達日より早く、内部決裁日より早く見ているため、不要と考える。 【留意】他の構成市において、執行停止の取消の有効判定を、取消通知到達日で管理しているか。 取消の場合、欠納期ではなく時効成立期別が対象になります。ただし、取消後すぐに時効成立する期別は取消から除外することが適当であるため、取消する期別は任意に (デフォルトでは時効未成分が選択済み) 選べる必要があると見えます。(0市) 【留意】「執行停止の取消期別において一部欠損が実施された場合、一部欠損されている債権以外を強制期別、強制期間など。」を、「執行停止を取消する期別について、任意に選択できること。時効発効期別がデフォルトで選択されていること。」に修正する。</p>	
2.10.2.			執行停止の処理時点で延滞金計算を止めること。				執行停止の処理時点で延滞金計算を止めること。	(文字・必須) 各団体、ペナダでの記載は少ないですが、執行停止中の延滞金加算停止は法定の業務であるため、必須機能であると想定しています。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	a) 問題なし。(0市) 執行停止中の延滞金加算停止は法定の業務であるため必須機能と考える。(1市) 確認しました。(1市) 記載の通り。(1市)	
2.10.3.			執行停止の際、滞納者に対し差押を行った場合、その旨の警告メッセージが表示されること。				執行停止の際、滞納者に対し差押を行った場合、その旨の警告メッセージが表示されること。	(文字・必須) 各団体、ペナダでの記載は少ないですが、執行停止中の延滞金加算停止は法定の業務であるため、必須機能であると想定しています。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	a) 問題なし。(0市) 警告メッセージの表示または差押項目に抽出されないような機能が必要と考える。(1市) 執行停止をした場合、差押を解除することが方法15の3で規定されており、事務処理流れを防ぐためにも必要な機能であると見えます。(なお、交付要求 (参加差押含む) は解除の必要はありません。)(0市) 確認しました。(1市) 記載の通り。(1市)	
2.10.4.			停止期間中の延滞金は減免されること。				停止期間中の延滞金は減免されること。	(文字・必須) 執行停止中の延滞金減免は法定の業務であるため、必須機能であると想定しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	問題なし。(0市) 停止期間中の延滞金減免は法定どおりであり必須機能と考える。2.10.2.(1市) 2.10.2に準拠されると考えます。(0市) 確認しました。(1市) 記載の通り。(1市) 執行停止期間中の延滞金加算停止で、仮に取り消した場合は、再度加算し、本税と計算した延滞金を徴収することになるため。(0市) 【留意】2.10.2で完了できているため、たき台を削除する。	
2.10.5.	執行停止処分関連帳票作成		執行停止処分に係る関連帳票を個別に作成できること。	財産調査シートを作成し、印刷できること。	■オンライン処理 徴収緩和 執行停止 (80) ・執行停止情報 (停止日、停止事由、調査日時・調査内容) の登録ができること。また「執行停止決議書」(通知書) を出力できること。	■執行停止 通知 ・決済用・滞納者用の執行停止通知書を印刷できること ・執行停止通知書に、選択した明細にあわせた、通知文書・根拠法令・執行停止に必要な項目が印刷されること ■執行停止 取消 ・決済用・滞納者用の執行停止取消通知書を印刷できること	執行停止処分関連帳票 (執行停止処分通知書、滞納処分停止調査書等) を個別に作成できること。	(文字・必須) 執行停止に関連する帳票の作成は、滞納者に通知の必要があることから、必須機能であると想定しています。 E市、S.R社では具体的な帳票を記載していますが、帳票要件で定義するため、本たき台では記載していません。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	問題なし。(0市) 帳票の作成は必要であり必須機能と考える。(1市) 執行停止と取消時の必要事項は明記した方がよいと考えます。(0市) 確認しました。(1市) 記載の通り。(1市) 【留意】取消時についての帳票も必須であるが、執行停止に係る帳票を包含する認識であるため、具体的な帳票種類は帳票内で検討する。 【留意】たき台はこのままとする。	
2.11. 時効処理											
2.11.1.	時効管理		処分状況毎の時効消滅日を個別ごとに管理 (参照、登録、修正、削除) できること。	■滞納整理 時効・納期限管理 時効管理 (177.179) ・個別毎の時効成立が画面より確認できること。 ・執行停止、時効中断、時効停止、即時決済の入力が容易に行えること。	■滞納整理 時効・納期限管理 時効管理 (177.179) ・個別毎の時効成立が画面より確認できること。 ・執行停止、時効中断、時効停止、即時決済の入力が容易に行えること。	■時効管理 時効完成の修正 ・時効完成予定年月日と時効完成理由を、対象者の収納明細ごとに修正・削除できること	処分状況毎の時効消滅日を管理 (参照、登録、修正、削除) できること。	(文字・必須) 時効消滅日、時効中断事由に設定されているため、個別ごとに時効消滅日を管理する機能は、必須機能であると想定しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	問題なし(0市) 時効消滅日を個別ごとに管理する機能は必要であり必須機能と考える。(1市) 確認しました。(1市) 記載の通り。(1市) 納期限は個別ごとに設定されているため、督促などの時効の更新事由も個別ごとに発生することが多いため、時効消滅日を管理する機能は、必須機能であると想定しています(0市) その他 時効消滅日を管理するのではなく、各期別に時効管理項目 (時効の延長等が起こる行為等) を連携して登録することの時効完成日を計算する仕組みが一般的であると見えます。(0市) 【留意】処分状況毎の意味がよく分かりません。ご教示ください。(0市) 【留意】無押や執行停止等、時効の延長の影響が顕著な場合で時効消滅日を管理するという留意。 【留意】たき台はこのままとする。	
2.11.2.			起算日の判断条件・時効中断条件について任意で設定できること。	日時効延長 時効延長の登録ができること。 ・明細を選択し時効延長の追加ができること ・時効延長履歴を表示し期間の修正ができること ・履歴を逆押し削除ボタンを押下することでデータの削除ができること	■時効管理 時効中断事由 ・徴収済時効延長。納期限の翌日から起算して5年間 (国民健康保険料の料金は2年) で時効すること ・繰上徴収した場合は、本来の納期限の翌日から消滅時効を起算すること ・交付要求した場合でも、執行停止日から3年経過により時効となること ・執行停止が取り消されたときは、執行停止が行われなかったとして時効日が計算されること	■時効管理 時効中断事由 ・徴収済時効延長。納期限の翌日から起算して5年間 (国民健康保険料の料金は2年) で時効すること ・繰上徴収した場合は、本来の納期限の翌日から消滅時効を起算すること ・交付要求した場合でも、執行停止日から3年経過により時効となること ・執行停止が取り消されたときは、執行停止が行われなかったとして時効日が計算されること	起算日の判断条件・時効中断条件について任意で設定できること。	(文字・必須) 時効消滅日、時効中断事由に設定されているため、個別ごとに時効消滅日を管理する機能は、必須機能であると想定しています。 E市では時効中断の具体例を記載していますが、法定であり自明であるため、本たき台では記載していません。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	問題なし(0市) 任意での設定は必要であり必須機能と考える。(1市) 確認しました。(1市) 記載の通り。(1市) 【留意】たき台はこのままとする。 【留意】各時効管理項目を手動で任意の起算日で登録できる機能ということでしょうか。(0市) 【留意】ご留意のとおり。	
2.11.3.			本税完納後の延滞金についても時効管理 (参照、登録、修正、削除) ができること。				本税完納後の延滞金についても時効管理 (参照、登録、修正、削除) ができること。	(文字・必須) 確定延滞金の時効管理についても上記同様、必須機能であると想定しています。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	a) 問題なし(0市) 確定延滞金の時効管理については最終納付日や処分日等を自動管理で行っているが、任意での設定も必要があり必須機能と考える。(1市) 確認しました。(1市) 記載の通り。(1市)	

機能名称	仕様書たたき	業務フローとの対応	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・機能	検討項目（論点A）	検討項目（論点B）
2.11.4.	時効完成日自動計算	時効の起算日・中断要件・停止条件に基づいて、時効完成日を個別単位、年度単位で自動計算できること。 ・納期限 ・法定納期 ・法定納期 ・最終納期（徴収日） ・督促発生日 ・公納期承認日 ・追加差押発生日 ・交付要求発生日 ・納付受付に関する証券受付日 ・債権日 ・遅延金の債務承認日 ・執行停止日 ・参加差押中（参加差押中、及び交付要求中も含む）は時効中断とすること ・催告によるらっ月延長	■滞納整理 時効・納期限管理 時効管理（178） ・納付や滞納処分などの時効中断要件、猶予期間などの時効停止要件を管理することで時効成立を自動判定できること。	■滞納整理 時効・納期限管理 時効管理（178） ・納付や滞納処分などの時効中断要件、猶予期間などの時効停止要件を管理することで時効成立を自動判定できること。			■時効管理 時効完成日 ・地方税法やその関連法に従い、未納（本税・延滞金）の滞納の時効計算を自動で行われること ■時効管理 時効中断要件 ・地方税法やその関連法に従い、時効の中断事由や催告の事由となる各部分等の入力により、自動で時効中断や延長を行うこと ・①納付、納入に関する告知 催告書で指定した納付・納入期限までの期間 ②納付・納入に関する告知は、納税通知書、更正又は決定に伴う増加徴収等の納税の告知、第二次納税催告書等に対する納付納入の通知書による告知等も含まれること ③納付システムとの連携が可能 ・④督促、仮差押 差押から滞納処分終了または滞納の解除までの期間 ⑤一部納付があったとき（納付の日日から運行）※一部納付された期日のみ時効中断すること ⑥時効期間満了後であっても、催告の日の日日から起算して6月以内には差押、交付要求（参加差押を含む）、納付納入、承認をしたとき（催告の日の日日から運行）	時効の起算日、中断要件、停止条件に基づいて、時効完成日を個別単位、年度単位で自動計算できること。 ・納期限 ・法定納期 ・法定納期 ・最終納期（徴収日） ・督促発生日 ・公納期承認日 ・追加差押発生日 ・交付要求発生日 ・納付受付に関する証券受付日 ・債権日 ・遅延金の債務承認日 ・執行停止日 ・参加差押中（参加差押中、及び交付要求中も含む）は時効中断とすること ・催告によるらっ月延長	（総字・要検討） 滞納処分の執行と同時に時効の中断がされる等、職員の手作業 ・一旦停止の観点で、時効中断・停止要件の入力の効率化に資することから、必要性が高いと考えます。 時効起算、中断、停止に係る項目について、確認いたします。	<確認事項> 時効完成日に影響する項目について、必要十分かをご確認ください。 a) 問題なし(C市) b) 問題なし(C市)と考える。時効完成日に影響する項目→徴収猶予、換領猶予(C市) ・時効完成日に影響する項目について、必要十分。(J市) c) 時効の延長等の種類は以下のとおりと考えます。各種類についてマスタで複数の管理項目を設定することが適当と考えます。 ①催告による中断 ②当日の時効の更新（旧法の中絶） ③期間の時効の更新（起算日に時効完成日がなくなり、要件が無くなった日に更新される。） ④当日の時効の完成猶予（猶予期間は複数設定できること。） ⑤期間の完成猶予（起算日に時効完成日がなくなり、要件が無くなった日に猶予が起算される。） ⑥執行停止による時効 認定としては①は督促状（公示含む）、②は債務承認（自主的一部納付含む）、③差押、交付要求、猶予等、④は相続等（例）相続における相続人の確定から6月（相続放棄の無い場合：死亡日から9月（3+6））です。 ⑤期間の時効の更新（起算日に時効完成日がなくなり、要件が無くなった日に更新される。） ⑥執行停止による時効 【重要】時効の延長等により計算上認められること。時効の延長、中断要件、停止要件等については、法令のとおり、時効完成日各種請求書、毎年度毎年度計算確定すること。と確定する。また、項目列挙については、「法令どおり」という仕様であれば足りるため、削除する。 【重要】時効の更新、完成時限への影響の変更は、滞納訂正後に行われる。 【重要】一定の出力条件が抽象的であるため、少なくとも本税の有無、執行停止の有無、時効完成日の指定は明記すべきと考えます。 【重要】たたき会の「一定の出力条件」を、「出力条件（本税の有無、執行停止の有無、時効完成日の指定等）」に修正する。		
2.11.5.	時効成立予定対象リスト作成	一定の出力条件を指定し、時効成立予定対象を抽出できること。 抽出結果をリストで確認・出力できること。	■滞納整理 時効・納期限管理 時効管理（180, 181） ・時効成立予定日を画面より確認できること。 ・パラメータより時効成立範囲を指定し、該当者を抽出し時効成立予定リストを作成する。	■時効整理/バック処理 時効成立予定一覧表作成（110） ・時効成立予定者、収入経緯判定及び納期限の時効成立予定者を抽出し、時効成立予定者一覧表を編成、出力できること。			一定の出力条件を指定し、時効成立予定対象を抽出できること。 抽出結果をリスト等で確認、出力できること。	（黒字・必須） 一定の出力条件を指定し、時効成立予定対象を抽出し、時効成立予定者一覧表を出力できること。	（黒字・必須） 一定の出力条件を指定し、時効成立予定対象を抽出し、時効成立予定者一覧表を出力できること。	（黒字・必須） 一定の出力条件を指定し、時効成立予定対象を抽出し、時効成立予定者一覧表を出力できること。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし(C市) ・問題なし(C市)と考える。(E市) ・確認しました。(J市) ・記載の通り。(J市) 【重要】一定の出力条件が抽象的であるため、少なくとも本税の有無、執行停止の有無、時効完成日の指定は明記すべきと考えます。(H市) 【重要】たたき会の「一定の出力条件」を、「出力条件（本税の有無、執行停止の有無、時効完成日の指定等）」に修正する。
2.12.	不納欠損処理	時効完成日と抽出条件（科目、法帝別、理由、年度）により、不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処理ができること。	■滞納整理 時効・納期限管理 不納欠損（199, 201） ・時効成立予定日を画面より確認できること。 ・一括処理機能 ・不納欠損の判定・処理ができること。 ・削減可能な一覧表を作成できること。	9.4.1 不納欠損 執行停止及び時効により、納税額が消滅した時は、年度末に滞納情報から該当データを抹消する。 最新欠損額不一致一覧（欠損データの未納不一致のリストの印刷が行えること）	■欠損 決算 ・決算処理時に、不納欠損日・請求年月日・該当条件・科目・年度別に不納欠損額と件数の集計ができること ■欠損 理由 ・不納欠損の理由を参照できること ■欠損 修正 ・削減システムと連携のある欠損情報を入力・修正・削除できること	時効完成日により、不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処理ができること。	（黒字・必須） 不納欠損予定者の欠損判定・処理は、時効成立した期別を徴収不能として処理するため、必須機能であると想定しています。	<確認事項> a) 抽出された不納欠損予定者を、再度精査してから不納欠損処理するケースはありますか。 なお、抽出された不納欠損予定者は、すでに時効経過等を精査された状態で抽出され、そのまま不納欠損処理されるのが一般的処理である認識です。 b) 不納欠損処理後、年度末に滞納情報から該当データを抹消する。(C市) という要件がありますが、他に必要となる処理はあるでしょうか。	a) 抽出された不納欠損予定者については、欠損額ごとのタイミングの確定及び納付額で登録されているため、徴収側で確定の変更や納付があると差分が出てしまいます。このため、「最新欠損額不一致一覧」を出力し、誤差確認や納付による差分を抽出し徴収の対象者について欠損額の修正を行っている。修正作業は収納管理側の年度切替実行日（3月、5月）当日であり、年度切替時に収納管理側と金額の差分が生じないように処理を行う。(C市) b) 精査のため停止中の不納欠損予定者の判定・処理のための抽出は必要。(E市) c) 精度の確保はしていない。(J市) d) 方が一部分等の入力集計等があった場合に修正業務に際する。不納欠損予定者を出力し、確認してから不納欠損処理を行っています。(J市) 【重要】不納欠損予定者を確定する構成員があるため、たたき会はこの案とする。 e) 年度末処理については当市もC市と同様の取扱いとなっています。(E市) 【重要】「不納欠損処理後、不納欠損額等は滞納解除で抹消できること。」を、たたき会に必須機能として追加する。 f) 滞納側で不納欠損処理を行い、その情報を収納側に連携する必要があります。(J市) 【重要】収納側、1. 「滞納システムとの連携」で、滞納管理システムの高額情報（処分情報、不納欠損情報等）を削減システムに連携する機能が実現されていること。また、たたき会で、「不納欠損額について、削減システムに連携できること」を、必須機能として追加する。 g) 【確認】抽出条件の必要理由がよく分かります。ご教授ください。ご教授いただいた後で欠損額の集計ができれば抽出条件は不要ではないでしょうか。 【重要】不納欠損予定者を抽出し、精査するという前提のもと、抽出条件を決定する必要があるという理解。 h) 欠損の判定は何を想定しているかもご教示ください。(H市) 【重要】不納欠損予定者の中から、不納欠損する/しないを決定する機能を設定。			
2.12.2.	不納欠損について、一括処理ができること。また、不納欠損の一覧表を作成できること。	■滞納整理 時効・納期限管理 不納欠損（204） ・欠損した延滞金の集計表及び滞納者一覧表を作成する。	欠損データ作成処理（一括）（指定した科目・時効日に該当する明細の抽出・更新を可能とし欠損データ作成が行えること） 最新欠損額不一致一覧（欠損データの未納不一致のリストの印刷が行えること）	■欠損 決算 ・決算処理時に指定日で時効となる明細を、一括処理で不納欠損にできること	不納欠損について、一括処理ができること。	（黒字・必須） 不納欠損の一括処理は、年度末に年度中に時効成立した不納欠損予定者を一括して抹消する。必須機能であると想定しています。	<確認事項> a) 額別で不納欠損処理をするケースについては、即時消滅は2.12.5で定義しております。 b) 即時消滅以外で、個別に不納欠損処理を行うケースがあれば、ご教示ください。また、必要性についてもご教示ください。	a) クラスなし(C市) b) クラスなし(C市) c) 不納欠損の一括処理は必要であり必須機能と考えます。当市では欠損処理は1年のみで処理しており、時効判定日経過時欠損は欠損予定明細として表されている。(E市) d) 滞納側で不納欠損処理を行う際は、滞納側で不納欠損処理を行う必要があります。当市では欠損処理は滞納解除で抹消できること。を、たたき会に必須機能として追加する。 【重要】滞納側の滞納情報において、「時効理由、執行停止の有無、科目、滞納年度の区分」で集計される一覧表と連携してよいでしょうか。他に項目があるでしょうか。 【重要】（項目が構成員によって異なる場合）項目については欄罫で検討し、たたき会はこの案とします。 【重要】法人市民税は個別で落とされているようです。理由は、法人市民税はシステムが異なるため、時効計算ができます。一件一件確認が必要があるためです。(J市) 【重要】たたき会に、不納欠損の個別処理ができるよう追加する。				
2.12.3.	期別単位で不納欠損の処理ができること。	期別単位で不納欠損の処理ができること。			期別単位で不納欠損の処理ができること。	（黒字・必須） 滞納者ごとに欠損情報（滞納理由、滞納理由、滞納理由）を管理する場合は、欠損理由（滞納理由）として必要であり、必須機能であると想定しています。	<確認事項> a) 左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) なぜこの機能が必要か否かをこの機能が持っているのか（必要なのか、他の機能で賄われているのか）	a) 問題なし。(C市) b) 期別単位での不納欠損の処理は必要であり必須機能と考えます。(E市) c) 確認しました。(J市) d) 記載の通り。(J市) e) 多くの場合、時効の更新事由は期別ごとにより発生し時効が進行しているため、必須と考えます。(K市) f) システムのデータ集計の整合をとるため一時的に欠損の抹消をして、再度登録するような運用が必要と考えます。そのため欠損情報の取消機能についても明記すべきと考えます。(H市) 【重要】欠損情報の取消機能は、2.12.6.に定義済みであるため、たたき会の案はこの案とします。 【重要】2.12.6.市実見を踏まえ、2.12.3.を、2.12.6.に集約する。				
2.12.4.	不納欠損について、本税と延滞金をそれぞれに分けて処理できること。	■滞納整理 時効・納期限管理 不納欠損（203） ・延滞金の免除一括更新処理ができること。			不納欠損について、本税（料）と延滞金をそれぞれに分けて処理できること。	（青字・オプション） 延滞金の設定を行う団体は、延滞金を不納欠損処理する際に必要な機能として認識しています。	<検討事項> 延滞金の設定を行う団体は、延滞金を不納欠損処理する際に必要な機能として認識しています。	a) 問題なし。(C市) b) 分けて処理して取りません。オプションで構いません。(J市) c) 記載の通り。(J市) d) 必要 e) それぞれ分けて処理できることは必要であり、必須機能と考えます。(E市) 【重要】オプション機能を実現しているが、必要でなければ最善に決定すべきか。(J市) f) 【確認】2.12.1.で記載したとおり、最終的に集計が取ればよいのであって個別に集計ができればよいのであって問題ないでしょうか。(H市) 【重要】延滞金の設定を行う団体は、必要性が高いという認識。				
2.12.5.	抽出した対象者に対して、即時欠損の個別、一括処理ができること。				■欠損 執行停止5項 地方税法第15条の7第5項（執行停止5項）の入力が対象者にできること	抽出した対象者に対して、即時欠損の処理ができること。	（黒字・必須） 即時欠損処理機能は、法定の業務であるとされており、必須機能であると想定しています。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	a) 問題なし。(C市) b) 抽出した対象者に対して、即時欠損の個別、一括処理は、必須機能であるとされます。(E市) c) 確認しました。(J市) d) 記載の通り。(J市) e) 2.12.2に集約されると考えます。(H市) f) 【重要】即時欠損も不納欠損の一つであるため、2.12.2に集約する。			
2.12.6.	欠損情報（欠損有無、欠損年月日、欠損事由、担当者、年度、科目、期別、調査日、調査担当者、特記事項、確認事項、調査状況、公開日）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。				欠損情報（欠損有無、欠損事由、科目、期別等）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	（黒字・必須） 滞納者ごとに欠損情報を管理する場合は、欠損理由（滞納理由）として必要であり、必須機能であると想定しています。	<確認事項> a) 欠損情報を管理する機能について、必要性は高いでしょうか。 b) 2.12.1に記述のとおり、収納管理側の年度切替時に一致一覧を出力し欠損額の修正を行っているため、必要性は高い。(C市) c) 欠損日が別な場合は必要であり、必須機能と考えます。当市では即時欠損明細であったも欠損処理は年度一括で処理しており、それら欠損は必要。(E市) d) 必要な機能 e) 欠損情報は滞納レコード確定額と収納額から計算可能であることから管理項目としては不要と考えます。(H市) f) 必要性は高くはないが、欠損額を修正、削除する運用はしていないためという疑問もあります。(J市) 【重要】2.12.1.「不納欠損処理」で不納欠損処理する項目を参照する機能として取りたい。管理項目のうち、（登録、修正、削除）について削除する。 その他 ・2.12.3に集約されると考えます。(H市) 【重要】2.12.3.を、2.12.6.に集約する。 f) 欠損有無は欠損年月日の有無で代替可能、欠損事由は時効しなないため不要（時効は通常の時効より執行停止の3年後又は即時の時効は執行停止の内容で特別可能、調査日及び調査担当は操作ログで問題ないため不要と考えます。(H市) 【重要】欠損有無、欠損事由を削除する。 その他 【重要】APPL10から「担当者、調査担当者、調査日、調査状況」については、項目として持ちすぎるとの指摘があるため、たたき会から削除する。					

機能名称	仕様がたき	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点A)	検討項目（論点B)	
2.12.7.	欠損有とした滞納者に対して、欠損期別か否かを識別できること							(黒字・必須) 不納欠損の期別と、そうでない期別を識別できる機能と認識すること。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか)	a) 問題なし。(C市) ・「考え方・根拠」の方針で問題ない。滞納者ごとに欠損日が到来した税目事に識別できるようになっています。(E市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・滞納者に対して⇒期別に対しての表記の方がよいと考えます。(H市) 【留意】 たたき会を、「欠損有とした滞納者に対して、税目ごとに欠損期別か否かを識別できること」に修正する。	
2.12.8.	欠損期分限 速報作成	財務会計システム用として、欠損期分速報機能(不納欠損速報、欠損期分通知書)を個別に作成できること。	■滞納整理 期金・発行 納付書発行 (205) ・入力した欠損情報(欠損理由、欠損原因)にて圖書等を作成することができること。	■欠損 機能 ・決済済みに、対象期別の不納欠損日・調査年月日・該当事項・不納欠損した明細が確認できるリストのPDFダウンロード形式で作成できること ■欠損 実行停止事項 ・決済済みの圖書を印刷できること	欠損期分速報機能(欠損期分通知書等)を一括及び個別に作成できること。	(緑字・要検討) 不納欠損調査は、調査を落とす目的で財務会計システム用出力される認識です。 欠損期分通知について、確認いたします。	(要確認事項) a) 欠損期分通知について、内部構築の認識ですが、よろしいでしょうか。便法をご教示ください。(B、I市)	・B市、1市への質問のため省略。(C市) ・特に意見なし。(E市) a) ・不納欠損調査というものを作成しているが、通知書というものは作成していない(もしかしら、自治体クラウドの構成の中にはそういった運用をしているところがあるのかもしれませんが)。(I市) 【留意】 税の債権員において、欠損期分通知を使用しているか。 【留意】 (使用する債権員がない場合) たたき会の「欠損期分通知書」を削除する。 ・財務会計処理の方法は自治体によりまちまちであるため、標準仕様としては不適であると考えます。(H市) 【留意】 たたき会の「財務会計システム用として、」を削除する。			
9. 交付											
9.1. 納付書等発行(再発行)											
3.1.1.	納付書即時発行	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。	■滞納整理 期金・発行 納付書発行 (36,40) ・出力対象の滞納税が選択できること。 ・各税目の納付書を発行できること。 ■滞納整理 期金・発行 催告書発行 (41) ・出力対象の滞納税が選択できること。	□納付書再発行(法人用)(その他用) 納付書を再発行する。 ※法人住民税、個人住民税特別徴収、事業所税は専用の書式で印刷する。 9.5.2 再発行 納税義務者からの申請を受付、納付書を再発行する。	■オンライン処理 滞納整理状況 滞納明細 (50) ・督促手続料については、再納付書発行時に印字出力できること。	■納付書 種類 ・銀行と郵便局の共通書式(郵貯銀行「郵便振替M Tサービス」様式)を発行すること ※収納システムと同等の機能とする ■納付書 印刷指定 ・収納情報を指定して、納付書を発行する機能があること ■催告書 催告書の一斉作成 ・銀行と郵便局の共通書式(郵貯銀行「郵便振替M Tサービス」様式)で発行すること ※収納システムと同等の機能とする ■徴収票 交換票・納付票・分割納付 納付計画に沿った納付書作成 ・銀行と郵便局の共通書式(郵貯銀行「郵便振替M Tサービス」様式)で発行すること ※印刷業者で一時的に印刷可能なファイル形式とする ※収納システムと同等の機能とする ※コンビニエンス系のバーコード(本税・延滞金)を印刷できること	納付書と郵便振替用紙を個別に発行/再発行できること。	(黒字・必須) 納付書、郵便振替用紙の発行は、滞納者の自主納付に必要と考慮して発行し、必須機能であると想定しています。 E市は催告書開封、競争、分割納付、長期的な納付書発行のケースを記載していますが、たたき台は納付書の発行/再発行ができれば問題ないと考え、記載しませんが、また、ファル形式、帳票様式が収納システムを前提であることについては、E市独自の要求と考慮されるため、本たたき台は記載しませんが、	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) その他具体的に明記すべき業務必須機能はないでしょうか。	a) ・問題なし。(C市) ・必要であり、必須機能と考えます。(E市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) 【留意】 たたき会はこのままとする。 b) ・納付書の発行については、システム要件を収納・滞納のどちらで実装してもよいとのことでしたので、基本的に収納システムで議論した内容と同様でよいと考えます。ただし、収納システムで議論しませんが、一部納付した際に滞納期別の滞納管理項目(催告承認)を自動的に登録する納付書と、登録しない納付書(第三者納付、充当用等)の2種類が想定されることを標準仕様として印刷する必要があります。(H市) 【留意】 第三者納付であつても、滞納登録は行われずと理解している。H市に、実際の運用を確保。 ⇒H市では第三者納付や死亡した人の相続人の一部が納付した場合でもシステム上滞納延長してしまいたい滞納管理がなされていません。そのほか改定システムでは一部納付による滞納延長はせず、滞納延長者について一部納付による滞納延長が認められるものに滞納延長を登録する運用を考慮しています。しかし、自治体によっては自動登録を望む自治体もあると想定されることから、納付書により滞納管理を分けることを標準としたものとします。(H市) 【留意】 印刷記載の「一部納付した際に滞納延長の滞納管理項目(催告承認)を自動的に登録する納付書」については、2.4.16「分割納付による滞納期別通知」で議論した通り、納付された際に納付期別の滞納の更新がされれば、催告承認した金額の滞納延長は行わないこととする。 【留意】 印刷記載の「登録しない納付書(第三者納付、充当用等)」については、一部納付については滞納が延長されないケースがあるとの見解があるため、第三者納付用の納付書と、一般納付用の納付書は、區別して出力できるよう、たたき台に必須機能として追加する。充当用の納付書については、2.7.12「担当事務作成・管理」で議論済みである。	
3.1.2.	法人住民税、個人住民税特別徴収について、専用の書式で発行/再発行できること。		□納付書再発行(法人用)(その他用) 納付書を再発行する。 ※法人住民税、個人住民税特別徴収、事業所税は専用の書式で印刷する。			(緑字・要検討) C市では特定の税目について、納付書の書式を変更する記載があり、他の自治体でも同様の運用がある認識です。 実際の運用方法を確認いたします。	<要確認事項> a) 法人住民税、個人住民税特別徴収について、専用の書式の納付書が発行しているかご教示ください。 b) また、上記以外に専用の書式の納付書を使用するケースはあるでしょうか。	a) ・専用書式の納付書が発行可能だが使用していない。(C市) ・個人住民税特別徴収については、当初納付する納付書は金額が書き替え可能な専用の書式のものを使用しています。通常の納付書も使用可能です。 ・法人住民税はコンビニ用納付書を使用できません。(J市) 【留意】 法人住民税の納付書は法人向けで振替のため、法人住民税の振替をたたき台から削除する。 【留意】 徴収1.10「印刷付振替用紙(特別徴収)」で、個人住民税特別徴収については、当初納付する納付書は金額が書き替え可能な専用の書式のものを使用しています。通常の納付書も使用可能です。 b) ・繰越システム側で発行する納付書は法人住民税、個人住民税(特別徴収)、市たはこ税等、専用の納付書が発行しているが滞納管理システムから発行する納付書は同じ納付書で発行している。(E市) ・法人市民税、事業所税は三連納付書、特徴(後高納)は専用納付書(I市) 【留意】 記載いただいた税目は、標準仕様外であるため、たたき会はこのままとする。			
3.1.3.	複数期別の納付額を、任意の金額に設定した一枚の納付書、郵便振替用紙で発行できること。 また、延滞金のみを任意の金額に一枚の納付書、郵便振替用紙で発行できること。	■滞納整理 期金・発行 納付書発行 (36) ・出力対象の滞納税が選択できること。	■催告書 催告書の一斉作成 ・1枚の納付書で、複数の年度・税目・期別を纏めた納付書で発行できること ※収納システムと連携し、消し込み作業を行えること ■徴収票 交換票・納付票・分割納付 納付計画に沿った納付書作成 ・銀行と郵便局の共通書式(郵貯銀行「郵便振替M Tサービス」様式)で発行すること ※期別に1枚の納付書を必須とするが、纏め納付書であっても可とする	複数期別の納付額を、任意の金額に設定した納付書、郵便振替用紙を一括/個別に発行できること。 また、延滞金のみの場合でも一括で納付書、郵便振替用紙が発行できること。	(緑字・要検討) 複数期別を1枚にまとめる機能は、滞納者から納付書をごまかせる危険がある場合等を想定しています。 消込作業についてどのような想定か、確認いたします。	(検討事項) a) 納付書を1枚にまとめる際の、収納の消込作業について、ご教示ください。 一度エラーとして検出し、適正な期別に順次充当される等の方法などを想定しています。 b) なお、複数期別の納付書を1枚に纏めない自治体がある認識です。こちらについて、現行運用をご教示いただき、まとめる/まとめないで分かれる場合、オプション機能として定義いたします。	■各状況 ・当市状況: まとめる納付書のOR取扱いにより、各税目・各期別に自動で消込される。(E市) ・複数の税目・期を1枚の納付書にまとめる機能は、催告や分割納付の対応として使用頻度が高いため、税目・期の明細ごとに附帯された通知番号等による各税目・期毎で消込が行われる機能は、実効効率上、必要であると考えます。(E市) ■計算しない ・自治体クラウド構成の中にも、各納付書を使用している市があるが、当市では運用していない。たとえば、複数期別により、合計金額が100万円の場合、郵便局振替用紙にて100万円を送金してもらうことがあるが(そうすれば用紙は1枚で足りる)、その処理については、別途、郵帳分納付書(徴収印は連番付)を期ごとに、複数枚作成して発行している。 ・発行まとめることができず、同時決済時の時間短縮を図るためなどの理由により、新システムで要求している。(I市) ・現行システムでは納付書をまとめることはできません。コンビニ用は期別ごとに1枚となりますが、まとめた方が納付する際や手数料の面で有利と見れます。(H市) 【留意】 収納1.10「合算納付書」で、オプション機能として検討中であるため、本機能はオプションとする。				
3.1.4.	任意の金額で窓口徴収したとき、任意の条件(納期範囲・年度税目組合、本税・延滞金・本税発行・納付区分)で納付書が発行できること。					■窓口徴収 納付書の発行 ・窓口で徴収するために、滞納額を金額又は一部の額の納付書を、簡単な方法で発行できること	作成する納付書は以下に対応できること。 ①任意の金額で窓口徴収したとき、任意の条件(納期範囲・年度税目組合、本税・延滞金・本税発行・納付区分)で納付書が発行できること。	(黒字・必須) 各自治体、ベンダでの記載は少ないですが、自主納付については、納付書の作成(完済の手続き)を任意の条件で設定し納付書発行する機能という認識です。一般的に実装/利用されている機能と考えており、必須機能であると想定しています。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか)	a) 問題なし。(C市) ・納付書の機能を奪わないために任意の条件での納付書発行は必須であるとする。(E市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) 【留意】 たたき会はこのままとする。	
3.1.5.	税戻時、税戻後の金額で納付書が発行できること。						作成する納付書は以下に対応できること。 ②税戻時、税戻後の金額で納付書が作成できること。	(黒字・必須) 各自治体、ベンダでの記載は少ないですが、税額修正後の納付書のケースでも、金額を任意に修正した納付書を作成できる機能と認識しています。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか)	【事務局】 たたき会の「税戻」について、「税額戻戻」に修正する。 a) 問題なし。(C市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・問題ないが、税戻後の場合は告知期であることが分るようなアラートが必要。(C市) 【留意】 税額戻戻の通知が書いていない(一斉告知)に納付書が発行する時、アラートが必要か。 ・税額が変更された場合に必要であるため修正が必要であるとする。(E市) 【留意】 納付書の金額を変更するということが、納付書印刷の金額を修正する機能であれば、収納1.11「納付書即時発行」の「出力の額、額戻を修正して出力できること」と両方の記載を収納1.11「納付書即時発行」のたたき台に記載することで実現する。(E市)	
3.1.6.	作成する納付書の納付通知書部分(法人住民税は除く)について、ORで読み取ることができると。					■納付書 印刷項目 ・OR読込ができるよう工夫されていること	作成する納付書(法人住民税は除く)はORに対応できること。	(青字・オプション) 納付通知書の読取は、ハンチで印刷を考慮されたため、ORの納付書については、オプション機能と想定しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	■必須 ・O C Rは必須(E市) ・必須です。(I市) ■オプション ・問題なし。(C市) ・オプション機能で問題ないと考えます。(E市) ・記載の通り。(J市) 【留意】 収納1.12「納付書即時発行」で「支払取扱部にはOR読込可能」と、0.1.3「納付書仕様」で「納付書はフルペイメントネットワーク標準仕様に準拠していること。」と、OR読込が可能なよう標準仕様であるため、たたき台を必須機能とする。	

機能名称	仕様書/たたき	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・機能	検討項目（論点A）	検討項目（論点B）
3.1.7. コンビニ バーコード 仕様	APRに対応しているバーコード仕様を公表できること また、バーコードの使用期限を管理（参照、登録、修 正、削除）できること。使用期限については、任意に更 改できること。			9.5.2 再発行 2-1 納付書再発行機印刷 (1)印刷時は納付書種類について「共通納付書（コン ビニ）」、「共通納付書（MPN）」のどちらかを選 択する		■徴収票予・納付書予・納付書別・分割納付 納付書 に沿った納付書作成 ・銀行と郵便局の共通様式（郵付銀行「郵便振替M Tサービス」様式）で発行できること ※コンビニエンス用のバーコード（本税・延滞金） を印刷できること ■報告書 報告書の一斉作成 ・コンビニエンス用のバーコード（本税・延滞金） を印刷できること ■納付書 種類 ・コンビニエンス納付用のバーコードを、収納シス テムで読み込みできるように印刷できること ■徴収票予・納付書予・納付書別・分割納付 納付書 に沿った納付書作成 ・銀行と郵便局の共通様式（郵付銀行「郵便振替M Tサービス」様式）で発行できること ※印刷業者で一般的に印刷可能なファイル形式とす る ※収納システムと同等の標準とする ※コンビニエンス用のバーコード（本税・延滞金） を印刷できること ※別に1枚の納付書を必須とするが、縦め納付書 であっても可とする ※縦め納付書の場合は、明細（年度、税目、期別、 本税・延滞金の金額等）が簡単な方法で確認でき ること		コンビニエンス用のバーコードの使用期限を管理（参照、登 録、修正、削除）できること。使用期限については、 任意に変更できること。	(青字・オプション) コンビニエンス用バーコードを使用するかは 団体により異なることを考慮しており (コンビニエンス用バーコードがない団体や地域がある ため)、オプション機能と想定して おります。	a)左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)その他具体的に明記すべき必要機能はないでしょうか。	a) ・問題なし。(C市) ・標準が動いているJPORにはまだ対応していないため今後整備が必要であると考え。(E市) ・必須でない限り、(F市) ・記載の通り。(J市) 【備考】たたき書の青字を、必須要件に修正する。 b) 特になし
3.1.8.	以下の場合にはコンビニエンスバーコードの出力可否を制御で きること。 ・30万円を超える場合（出力しないように制御） ・コンビニエンス使用期限を経過している場合（出力しないよ うに制御）							以下の場合にはコンビニエンスバーコードの出力可否を制 御できること。 ・30万円を超える場合（出力しないように制御） ・コンビニエンス使用期限を経過している場合（出力しない ように制御） ・延滞金の有無	(青字・オプション) コンビニエンス用バーコードを使用するかは 団体により異なることを考慮しており (コンビニエンス用バーコードがない団体や地域がある ため)、オプション機能と想定して おります。	<要確認事項> a)ひな型の例のほか、コンビニエンスバーコードの出力可否を制御するケースにつ いて、例があればご教示ください。 ※延滞金の有無でコンビニエンスバーコード出力を制御する機能についてご教示くだ さい。確定延滞金のみ納付書はコンビニエンスバーコード出力を行わない等の制御があるとい う認識でよいでしょうか。 また、その他の必要事項についてもご教示ください。(F市)	a) ・納付書区分の明細については30万円を超える場合、30万円以下に分けて発行がされる。本税がコンビニエンス納付書のみである場合は、確定延 滞金のみでもコンビニエンスバーコードの印字は出来る。再発行時に新たにコンビニエンス納付書の使用期限が設けられる。(E市) ・※については、延滞金の有無でコンビニエンスバーコード出力を制御する機能はありません。また、確定延滞金のみ納付書はコンビニエンスに納付を行わない等の 制御もなく、普通に利用できます。(F市) ・機能の必要性については、当市では窓口にて納付される場合、納付区分を窓口として、バーコードなしの納付書を作成して運用しているが、これは 従来のシステムでできる対応ではないため、そして、納付区分が窓口であることを確認して運用する必要があります。(F市) 【参考】収納1.5.「コンビニエンスバーコード仕様」で検討済みである。たたき書に「コンビニエンス使用期限はシステムで初期設定され、かつ、任意で 変更できること。」を追加し、必須機能化する。
3.1.9.	本税、延滞金の納付書と郵便振替用紙を発行できること。 ※なお、郵振の金額が変更の納付書において、延滞金につ いて、本税に合わせた金額に納付するが、検討を要す る。					本税、延滞金等の納付書と郵便振替用紙を発行でき ること。		(黒字・必須) コンビニエンスバーコードの記載は少ないで すが、本税・延滞金については、納付 書/郵便振替の発行は、通常コンビ ニエンスバーコードが一般的とい う認識であり、必須機能であると想 定しています。 (緑字・要検討) 郵振の納付書は郵便局に持参した 際、窓口で延滞金を含めて納付す るが、団体によって対応が異なるた め、金種機能の無効化が欠けられ る状況です。 延滞金を本税に含めて収納するか 否かについて、検討が必要ありま す。	<検討事項> a)延滞金を本税に含める/含めないで収納するか、検討をお願いします。 現行の運用では、どちらのケースを採用しているかご教示ください。 b)また、運用方法の変更についてもご教示ください。現行運用から変更する場 合、具体的な事項はご教示ください。	a) ・郵振の納付書を使用していない ・金額が空欄の納付書は使用していない。(C市) ・空欄の納付書は取り扱いはしていません。(E市) ■延滞金を含める ・原則延滞金を含めて徴収している。報告書は発送日基準で延滞金を計算しているため、差分延滞金が発生する。この場合は差分の延滞金の納付 書は納付翌月または翌々月に発行している。(E市) ・当市では延滞金を含めて徴収しますが、そもそも本税に含める訳ではなく、税目その他何れも指定もない税種として収納し、差押や交付要求の充当 の対応を要して、本人に通知を返しています。(F市) ■延滞金を含めない ・本税に含めての収納はしていない。(F市) ・本行の運用は、延滞金は必ずしも収納し、後日確定延滞金納付書を再度送付し納付を依頼しています。(J市) 【備考】①延滞金を含めて納付書を出し、発生した差分の納付書を郵便振替用紙で送付するパターン（E市等）、②延滞金を記載しない納付書を出し、 延滞金が確定した後に延滞金のみ納付書を送付するパターン（F市等）の、両パターンが実施できればよい。	
3.1.10.	各納付書、郵便振替用紙に関して、発行情報（発行履歴、 発行有無、発行日、発行区分（窓口、郵送）、納付期 限）、送付状況（郵便振り、公示送達、調査中）の管理 （参照、登録、修正、削除）ができること。					■納付書 収納の指定 ・納付書を印刷した収納情報の一覧を印刷できるこ と	各納付書、郵便振替用紙に関して、発行情報（発行 履歴、発行有無、発行日、発行区分（窓口、郵 送）、納付期限）、送付状況（郵便振り、公示送 達、調査中）の管理（参照、登録、修正、削除）が できること。	(黒字・必須) 納付書の発行情報の管理は、滞納 者との発行情報の連携として用い るため、必須機能であると想定して います。 具体的な管理方法について、確認し たいです。	<要確認事項> a)発行情報の管理方法について、下記パターンの何れでも問題ない場合、ひな型 の定義で問題ないかを確認してください。 ①交際記録上にデータが自動入力される 交際納付書としてデータ管理する機能がある ②その他（ありましたらご教示ください）	a) 問題なし(C市) ・記載の通り。(J市) ①、②は満たしている。(E市) ①については、本人に承認で、①でよいとは読み取れません。(F市) また、発行情報の項目として発行金額（総額）必要と考えます。なお、送付状況で納付書に対して公示送達はあり得ません。入れるならば再発送が 適当と考えます。(F市) 【備考】発行金額を、たたき書に必須機能として追加する。 【備考】送付記録については、APPL10からも印刷の連携があること、納付書の公示送達については一般的でないとの指摘もあることを踏まえ、た たき書から送付状況を参照する。 【確認】②各納付書ごとにデータ管理する機能があることを、具体的にどのような運用を行っているか (E市) →現状のシステムの「納付書発行履歴」のこととして記載。 ・滞納システムから発行する納付書は発行番号を保持している。滞納者に対しては報告書や分割納付書など同一滞納者を複数回発行することがある。折 衝時に差額納付を行うために番号を利用したり、当該納付書の納付期限やいつ発行した、何回発行したなどを確認 する。報告書とともに発行した明細・金額・延滞金の確認等にも使用し頻度が高い。 また発行データは日々で収納システムに連携している。 ・報告書や分割納付書は外部印刷受託をこなしているため、印刷業者に送付するデータにもなる。 【備考】納付書の発行番号について、収納1.4.で定義した納付書通知番号を一定に待定する番号とは別に定義したほうが良いか。 【備考】（納付書の発行番号が固定された）納付書の発行番号について、たたき書に必須機能として追加する。 【備考】APPL10から発行情報の管理でよいとの指摘があること、交際記録への発行履歴照入力も連携する必要があることから、たたき書を、 各納付書、郵便振替用紙に関して、発行情報（発行履歴、発行日、納付期限）を交際記録に前記に連携できること。に修正する。発行履歴に ついては、発行日で発行可否と判断し、たたき書から参照した。発行区分（窓口、郵送）については、APPL10から出力可否の連携があるため、た たき書から参照した。	
3.1.11.	送付先を管理（参照、登録、修正、削除）できること。登 録履歴を残せるようにすること。 また、指定された送付先が納税義務者が納税義務者名と異 なる場合は、併記されること。					■納付書 印刷項目 ・指定された送付先や納税管理人等が納税義務者名 と異なる場合は、併記されること。 ■報告書 文書 ・別送付先（住民登録地以外）や納税管理人等が指 定されている場合は、指定された送付先を記載する こと。	送付先を管理（参照、登録、修正、削除）できるこ と。登録履歴を残せるようにすること。	(黒字・必須) 納付書の送付に当たり、住所とは別 に送付先を管理する機能は、住民登 録と異なる場合、併記されること。 ■報告書 文書 ・別送付先（住民登録地以外）や納税管理人等が指 定されている場合は、指定された送付先を記載する こと。 また、履歴も把握できると、訪問調 理等に活用できるため、必要性が 高く、必須機能であると想定してい ます。 (緑字・要検討) 送付先と納税義務者が異なる場合に 併記する場合について、運用方法を 確認いたします。	<要確認事項> a)送付先と納税義務者が異なる場合に併記する運用を行っていますでしょうか。	a) 併記する ・併記している。(C市) 【備考】システム出力する欄名の欄名に、重複併記されるか確認。(システムで運用しているか、カスタマイズか、など) (C市) ■併記しない ・滞納管理システム側では単独で送付先を有しているが連携していない。(E市) ・当市では送付先の登録内容のみが印字されます。なお、送付先の機能は報告書等の文書にも当然適用されることなので納付書の項目ではなく、別項 目として記載すべきと考えます。(F市) ・併記していないが、登録、参照はできる。(F市) ・納税者本人から送付依頼があった場合に、住所以外にも納付書を送付しています。その際に郵便が届くように「〇様方」等を住所に加える場合 はありますが、併記はしていません。(J市) 【備考】たたき書の青字を、削除する。 【参考】縦文、共通項目では、併記について記載がない。	
3.1.12.	収納システム側から連携される送付先のうち、優先送付先 を設定できること。					■納付書 印刷項目 ・優先送付先には、指定された送付先や納税管理人 等が優先して印刷されること	収納システム側から連携される送付先のうち、優先 送付先を設定できること。	(黒字・必須) 優先送付先が連携された場合に、 優先送付先を設定することで、届 け遅れの送付先を入手するなどの ニーズをカバーできるようにするた め、必須機能であると想定してい ます。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	a) 問題なし。(C市) ・記載の通り。(J市) ・滞納のシステムでは税目毎に送付先、納税管理人を入力管理することが出来るが滞納システムには連携していない。滞納管理システム側では 単独で送付先を有しているが連携していない。(E市) ・問題があります。現在当市でも同様の設定（種数ある場合は新しい登録が優先）なのですが、収納（というか滞納）から連携される送付先は滞納制 度で連携できる。過去滞納していたが現在滞納がない等で古い情報であることがあり、その後に住所移動があっても古い送付先が優先されてしま い、特に一斉報告をする場合に不適切な住所に滞納明細を含む個人情報を送ってしまうことがあるため、連携される送付先はあくまで参考として表 示し、滞納システム側で登録した送付先のみ使用するという運用に変更予定である。(なお、毎月滞納の送付先決定日と住所移動日と比較して送付先の チェックをします) 従って収納（又は滞納）システム側から連携される送付先の仕様を調整でき、使用する場合は滞納システム側で登録した送付先を含めて優先送 付先を設定できることとするべきと考えます。(F市) 【備考】「収納システム側から連携される送付先と、滞納側で独自に設定する送付先のうち、優先送付先を設定できること」に、たたき書を修正 する。	
4. 運用・公表											
4.1. 運用・公表											
4.1.1.	督促状の送達者情報（調査状況・結果、送達日、入力日、 送達日、送達事由）の管理（参照、登録、修正、削除）が できること。					■オンライン処理 徴収権と督促送達処理・公示送 達 (E市) ・督促送達処理・公示送達処理ができること。	督促状の送達者情報（調査状況・結果、送達日、入 力日、送達日、送達事由）の管理（参照、登録、 修正、削除）ができること。	(黒字・必須) 各団体のペナジでの記載は少ないで すが、督促状の送達者情報は、公示送 達を行うか、別住所に再送す るか等、今後の業務のトリガとな るため、必須機能であると想定して います。	a)左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)必要な機能が多かくなるとこの機能が書けないのか（不要なのか、他の 機能で賅われているのか）	a) 問題なし。(C市) ・送達者情報は必要である。当市は督促状を収納システムで作成、管理しており督促発布日、公示日のみ連携している。(E市) ・収納システムで連携した内容と同様でよいと考えます。(F市) ・記載の通り。(J市) 【備考】収納1.1.「滞納者情報管理」で検討済みであり、たたき書を 「督促状の送達者情報（調査状況・結果、送達日、入力日、送達事由）」の欄を管理（参照、登録、修正）できること。 督促状の送達者情報、督促状のバーコード照会が入力できること。 督促状の入力日については、滞納側に連携できること。」 に修正する。	

機能名称		仕様書たたき	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点A）	検討項目（論点B）
4.1.2.		登録した情報が侵害対象抽出、公示送達者抽出の滞納処分対象別別のフラグとして機能すること。	No.10.1					登録した情報が侵害対象抽出、公示送達者抽出の滞納処分対象別別のフラグとして機能すること。	(青字・オプション) 各団体、各ベンダに要件は少ないですが、督促状送達準備のフラグが立つことで、公示送達準備のトリガーとなるため、必要性が高いと考えます。 付箋機能など、別機能を用いてフラグを立てることも可能であることから、オプション機能と想定しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	■オプション ・問題なし。(C市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ■必須 ・当市では送達者に対してフラグで管理をしているため必要であると考えます。(E市) ・事務局の想定内容ではなく、公示送達した場合は、通常の送達日を取り消し、公示送達日を滞納処分が可能な日と見做し、差押登録の際に対象別別がチェックできるようにする機能と想定され、必須機能と考えます。(H市) 【改善】たたき会を必須機能に修正する。
4.1.3.	公示送達対象者抽出	公示送達対象者の一覧をリストで抽出できること。		■一括処理 □報告書処理 報告公示メニューから報告公示登録と報告公示一覧の印刷を可能とすること				公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。	(黒字・必須) 各団体、ベンダでの記載は少ないですが、公示送達対象者リストは、公示送達処理のデータとなるため、必須機能であると想定しています。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賄われているのか)	a)〃 ・問題なし。(C市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・当市では当市滞納は課税システム、督促状は収納システムで公示送達処理をしており、滞納管理側で行う公示送達は処分関係書類のみなので、一覧のリスト後の処分に必要はないと考えます。(E市) 【改善】リストを滞納側でも必要とする意見が多いため、たたき会はこのままとする。 ・【確認】督促状限定の機能でしょうか、差押課書標準本等の含めて想定した機能でしょうか。(H市) 【改善】差押課書標準本なども確定。
4.1.4.	公示送達処理	公示送達の情報(公示日)を管理(参照、登録、修正、削除)できること。	No.10.4					公示送達の情報(公示日等)を管理(参照、登録、修正、削除)できること。	(黒字・必須) 各団体、ベンダでの記載は少ないですが、公示送達の情報管理は、公示送達処理をするための基本データであるため、必須機能であると想定しています。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賄われているのか)	a)〃 ・問題なし。(C市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・滞納管理側で行う公示送達は処分関係書類のみなので、当市としては課税側に記載のみで足りてしまう。(E市) 【改善】リストを滞納側でも必要とする意見が多いため、たたき会はこのままとする。 ・【確認】督促状限定の機能でしょうか、差押課書標準本等の含めて想定した機能でしょうか。(H市) 【改善】差押課書標準本なども確定。
4.1.5.		調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。				■オンライン処理 徴収権と督促送達処理・公示送達(仮) ・督促送達処理・公示送達処理ができること。		調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。	(黒字・必須) 各団体、ベンダでの記載は少ないですが、公示送達は宛先不明であるものに対して行われるため、必須機能であると想定しています。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賄われているのか)	a)〃 ・問題なし。(C市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・当市全体の公示送達処理は法務関係の部署に依頼して行うため当市では滞納管理システムでの処理は必要はないと考えます。(E市) 【改善】債の作成員において、取押納で公示送達準備を持つ必要がないという意見はあるか。 【確認】債の作成員、取押納で公示送達準備を持つ必要がある場合、取納7.1.3「公示送達処理」で検討済みであり、たたき会を「公示送達の情報(公示日、公示送達者)を管理(参照、登録、修正)できること。」に修正する。 ・【確認】督促状限定の機能でしょうか、差押課書標準本等の含めて想定した機能でしょうか。(H市) 【改善】差押課書標準本なども確定。
4.1.6.	公示送達文書作成	科目、年度、期別毎に公示送達文書を作成できること。						科目、年度、期別毎に公示送達文書を作成できること。	(緑字・要検討) 公示送達文書出力機能は、団体独自の仕様もあるため、システムの機能として必要かどうかを確認したいです。	<要確認事項> 公示送達文書。団体の様式で行うことが多く認識ですが、システムから作成する必要性をご確認ください。	a) ・必要性は低い(C市) ・滞納管理側で行う公示送達文書は処分関係書類であるため、すでに未納一覧表になっているため科目、年度、期別毎に文書を作成する必要はないと考えます。(E市) ・掲載員からも公示送達対象者のリストが出力されれば問題ないと考えます。(H市) ・お見込みの通り、必要性は高くない。(I市) ・銀行運用でシステム内で文書を作成し、システムに経過記録している。(J市) 【改善】取納7.1.3「公示送達処理」開帳、公示送達準備の作成機能はオプションとし、公示送達一覧表の出力ができるよう、たたき会を修正する。

6. 統計

6.1. 統計資料作成

5.1.1.	各種統計資料作成	指定の報告書形式で各種統計資料の作成(データ、紙)ができること。 ただし、各種統計資料の基となる資料の作成(データ、紙)ができること。		<p>■滞納整理 滞納・納期管理 不納欠損 (204) ・欠損した延滞金の集計表及び滞納者一覧表を作成する。 ■滞納整理 滞納管理 集計表 (215.216.217.218.219.220) ・滞納時点での各集計表を作成する元となるデータを作成する。 ・滞納年度、滞納額区分に分けた年度と税目毎に滞納額、人数を集計し出力できること。また、滞納額に延滞金を含めず集計できること。 ・滞納年度と税目毎に滞納額、人数を集計し出力できること。また、滞納額に延滞金を含めず集計できること。 ・滞納年度と税目毎に滞納額、人数を集計し出力できること。また、滞納額に延滞金を含めず集計できること。 ・滞納年度と税目毎に滞納額、人数を集計し出力できること。また、滞納額に延滞金を含めず集計できること。 ・滞納年度と税目毎に滞納額、人数を集計し出力できること。また、滞納額に延滞金を含めず集計できること。</p>	<p>9.7.1 統計情報作成報告 必要な統計資料を作成し、該当機関に報告する。 □統計処理 以下の項目について、抽出・帳票の印刷を行う 1 担当別収入状況表 2 担当別区分集計集計表 3 担当別徴収集計集計グラフ 4 担当別区分集計集計グラフ 5 滞納傾向グラフ抽出処理 6 滞納傾向グラフ表示処理 ■集計・統計処理 □集計処理 以下の項目について印刷が行えること 1 執行停止集計処理 2 不納欠損集計処理</p>	<p>■統計数値(リストの作成) 統計口 ・一定期間内に納付した税金(税目等ごと)に集計も可能)について、帳票コードごとに納付された額などの統計ができること ※月・年・他市照会照会作成時の集計(保守での対応で可) ■統計数値(リストの作成) 滞納者数 ・年度、税目等、納期別に抽出することができ、さらに町別、担当別、分類コード別、年齢・性別に滞納額階別集計などの階層指標として利用できること ※月・年・他市照会照会作成時の集計(保守での対応で可) ■統計数値(リストの作成) 滞納金額 ・年度、税目等、納期別に抽出することができ、さらに町別、担当別、分類コード別、年齢・性別に滞納額階別集計などの階層指標として利用できること ※月・年・他市照会照会作成時の集計(保守での対応で可) ■報告書 統計 ・一斉出力した報告書に対して、後日、納付額、滞納区分等の集計ができること</p>	<p>指定の報告書形式で各種統計資料の作成(データ、紙)ができること。 ただし、各種統計資料の基となる資料の作成(データ、紙)ができること。</p> <p>(黒字・必須) 各種統計資料については、様々な用途に用いられると考えしており、必須機能であると想定しています。</p> <p>(青字・オプション) 報告書形式については、団体独自のものも考えられており、オプション機能と想定しております。</p> <p>各団体、各ベンダで、具体的な統計資料を記載していますが、団体によって使用する統計資料は異なると思われることから、たたき会では詳細な定義は行わないとも問題ないと考え記載します。</p>	<p>a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)その他具体的に明記すべき業務必須機能はないでしょうか。</p>	<p>a) ・問題なし(C市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・統計は必須機能であるが、必要な統計資料は自治体ごと、同自治体によっても年毎に異なるため定義が難しいと考えます。(E市) ・【確認】ただし以下の文章の意味がよくありません。ご確認ください。(H市) ・掲載員からも公示送達対象者のリストが出力されれば問題ないと考えます。(I市) ・お見込みの通り、必要性は高くない。(I市) ・銀行運用でシステム内で文書を作成し、システムに経過記録している。(J市) 【改善】取納7.1.1「各種統計資料作成」で検討済みであり、標準的な統計帳票を標準化して検討する。また、EIOでの汎用出力を提案する。 【改善】取納7.1.1に記入して、たたき会の記載を、「各種統計帳票の出力ができること」に修正する。 ・各種統計資料は必須機能と思われませんが、団体によって使用する統計資料は異なると思われる。導入段階で調整はどの程度できるでしょうか。(K市) 【改善】債票内で必須必要な項目を揃えた帳票を決定する際、各項目を加減換算して得られる項目などは定義しない想定だが、システム導入時は帳票として反映できるようにする。</p>
--------	----------	--	--	--	---	---	---	---	---

機能名称	仕様書/たたき	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点)	検討項目(論点)
						<p>■統計数値(リストの作成) 徴収額等(件数・金額) ・年度、税目等、納期別に抽出することができ、さらに町別、担当者別、分類コード別、年齢・性別に滞納段階別集計などの階層指標として利用できること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可) ※可能な項目のみで可(不可能な部分を備考に記載すること)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 換領額等(件数・金額) ・年度、税目等、納期別に抽出することができ、さらに町別、担当者別、分類コード別、年齢・性別に滞納段階別集計などの階層指標として利用できること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可) ※可能な項目のみで可(不可能な部分を備考に記載すること)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 納付誓約(件数・金額) ・年度、税目等、納期別に抽出することができ、さらに町別、担当者別、分類コード別、年齢・性別に滞納段階別集計などの階層指標として利用できること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可) ※可能な項目のみで可(不可能な部分を備考に記載すること)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 分割納付誓約(件数・金額) ・分割納付済している対象件数、対象額(内訳として、納付済額、未納額)について抽出できること ・また、抽出した状態について、分割実行のものとして分納不履行しているものに仕分けできること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可) ※可能な項目のみで可(不可能な部分を備考に記載すること)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 執行停止(件数・金額) ・停止の該当番号別に抽出でき、滞納段階別集計などの階層指標として利用できること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 不納欠損(件数・金額) ・次納事由別(1号、2号、3号、即決、時効満了)に抽出でき、滞納段階別集計などの階層指標として利用できること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 交渉経過履歴なし(一定期間(範囲を指定)交渉経過がない滞納者(宛名番号)を抽出することができること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 納付履歴なし(一定期間(範囲を指定)納付がない滞納者(宛名番号)を抽出することができること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 担当者グループ① ・すべての統計数値(リスト)について、担当者を任意のグループに分けることにより、各種データや一覧表等の作成時に、指定したグループの情報を選択して取得できること</p> <p>■統計数値(リストの作成) 担当者グループ② ・担当者を任意のグループ分けについて、画面から入力する方法のほか、CSVデータでの取り込みも行うことができること</p> <p>■統計数値(リストの作成) 担当者グループ③ ・国籍(外国人)をグループにできること</p> <p>■統計数値(リストの作成) 滞納の把握 ・滞納・未払差控・交付要求が未解除で、対象の明細がすべて完納の一覧を表示・印刷ができること ・滞納全体の状況を分析し、集計や統計を作成できること</p> <p>■統計資料作成機能 集計口 ・任意の抽出条件設定により個別に選択した項目の集計結果を、表示・印刷できること ・統計資料を作成するため、設定した抽出条件、編成方法等について、再活用ための履歴データを保存し、再利用できること</p> <p>■統計資料作成機能 主な抽出条件の項目 ・滞納者の認識番号(宛名番号)、町、氏名、年齢・性別、担当者 ・年度、税目等(複数の税目を選択できること) ・納期別 ・滞納額(市税・国保別、本税・延滞金の別) ・納付日、納付額、振込コード、分類コード(市税コード・国保コード) ・収入金額、所得の種類、所得金額 ・文書日、交渉内容種別、交渉経過内容、交渉予定種別、入力者 ・執行停止該当条文、執行停止額、不能欠損事由、不能欠損額</p>				
5.1.2.	統計資料について、指定の報告様式で作成できる場合には、必要に応じて資料の修正ができること。							<p>指定の報告様式で作成できる場合には、必要に応じて提出資料の修正ができること。 また、修正前との実合チェックができること。</p>	<p>(青字：オプション) 統計資料の基データでなく、統計資料を選択修正する機能という認識です。 資料の修正機能について、使用されているかを確認いたします。</p>	<p><要確認事項> a) 統計資料の選択修正機能について、現行システムで運用されているかご教示ください。 b) 現行システムでは機能なし(0市) ・資料の修正機能は有していない。(E市) ・現行システムでは、直接出力していません。(J市) c) 取納のワーキングで調整しているように、システムから出しているのは不納欠損関係の資料のみ。これはオペレーターさんが作成し、納品してくれている。ただし、次期システムでは対応できると聞いている。(I市) たとえば滞り滞り指定の様式で調整しなければならぬところ、その様式をシステムに取り込んで、修正できるのであれば大変メリットを感じる。現状はできていない。(I市) 【調査】システム外から作成する機材員が多いため、たたき会を削減する。</p>
5.1.3.	統計資料について、修正された資料は、修正後と修正前との実合チェックができること。							<p>指定の報告様式で作成できる場合には、必要に応じて提出資料の修正ができること。 また、修正前との実合チェックができること。</p>	<p>(青字：オプション) 修正後と修正前の実合チェック機能について、現行システムで運用されているかご教示ください。</p>	<p>a) 現行システムでは機能なし(0市) ・当市ではシステムから出力される統計資料はほぼ使用していないため、実合チェック機能の使用については使用していない(システム的に購入しているかも不明)(E市) ・運用していない、できない。(I市) ・現行システムでは、直接出力していません。(J市) 【調査】システム外から作成する機材員が多いため、たたき会を削減する。</p>
5.1.4.	各種集計資料の作成(データ、紙)ができること。							<p>指定の報告様式で各種統計資料の作成(データ、紙)ができること。 ただし、各種統計資料の基となる資料の作成(データ、紙)ができること。</p>	<p>(黒字：必須) 各種集計資料については、各団体・ペンダでの記載は少ないですが、様々な用途に用いられるとされており、必須機能であると想定しています。 なお、団体独自で使用する集計資料もあると考えられるため、詳細な定義は行わない想定です。</p>	<p>a) 上記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) 現行システムでは機能なし(0市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・集計資料の作成については必須であるが、必要な統計は様々であるとする。(E市) ・5.1.1に集約されると考えます。(0市) 【調査】システム外から作成する機材員が多いため、また、5.1.1.と異内容であることから、たたき会を削減する。</p>

6. その他

6.1. マスターデータ管理

機能名称		仕様書/たたき	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・機能	検討項目（論点A）	検討項目（論点B）
6.1.1.	自治体マスタデータ管理	自治体マスタデータを管理できること。								自治体マスタデータを管理できること (赤字・必須) 各団体・ベンダでの記載は少ないですが、自治体マスタの管理は、異担種等でも用いられるため、必須機能であると想定しています。	a) 左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) なぜその機能が必要かorなぜその機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で済んでいるのか)	a) 問題なし(C市) 確認しました。(H市) 記載の通り。(H市) 自治体マスタデータの管理については必要であるが、本市においては職員への権限はクローズされている。(E市) 【確認】自治体マスタだけ特記する理由がわかりません。ご教授ください。(ユーザーでマスタ管理ができるということであれば分かります) 【留意】自治体マスタは共通の内容として定義される認識だが、金融機関マスタ同様、簿籍側の職員(ユーザ)がマスタ管理できるようにする。 【留意】2.8.2「各種調査等作成」の金融機関マスタの認識同様、2.8.1「実績調査等作成」にて、自治体マスタの影響があるため、特出しせずに、たたき書を削除する。
6.2. 職権修正												
6.2.1.	職権修正	収済納に係るすべてのデータについて、職権による強制修正ができること。								収済納に係るすべてのデータについて、職権による強制修正ができること。 (赤字・オプション) 職員の職権による強制修正機能は、団体によって実装の有無が異なるかと考えており、オプション機能を想定しています。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	問題なし(C市) 確認しました。(H市) 記載の通り。(H市) データの職権による強制修正については必要であるが、本市においては職員への権限はクローズされている。(E市) 自動計算されるものについては、その認識となるデータを確認すべく、全てのデータを職権修正できることはリスク管理からも不適切と考えます。 また、職権修正した操作ログの登録も併せて必須になると考えます。(H市) 【留意】強制修正機能について、共通要件上も不要として除外される予定であるため、たたき書を削除する。
6.3. その他												
6.3.1.	首長名・職務代理者	首長名・職務代理者名を、変更できること。 また、職員の改修を行う[印]変更された首長名・職務代理者名を印字できること。	■滞納整理 照会・発行 職務代理 (22) ・共通基盤において、首長などに職務代理が設定された場合、その期間、職務代理者情報を即時に認証文に反映できること。 ■滞納整理 照会・発行 認証文管理 (28) ・共通基盤で設定された、首長などの情報を即時に認証文に反映できること。						市長名・職務代理者名を、容易に変更できること。 また、職員の改修を行う[印]変更された市長名、職務代理者名を印字できること。	(赤字・要検討) 共通基盤上でなく、滞納整理システム上で首長名を変更できる機能という認識です。 本要件の使用頻度等について、確認いたします。	<要確認事項> a) 使用頻度と必要、使用される具体的な場面について、ご教示ください。(I市)	a) 【確認】マスタ管理の問題であると考えますが、未末日で書類を作成する場合に備え、首長名、職務代理者を任意に選択できる機能が必要という点でしょうか。(H市) 【留意】滞納整理で、照会首長名、職務代理者を変更(任意の選択含む)できる機能を追加。 ・滞納整理システム上で首長名を変更する機能はない。SEによるメンテナンスを要する。(G市) ・本市は首長の変更時にのみ使用のため変更頻度は低いと考えます。ただし多くの職員の首長名が印字されているため必要な機能である。(E市) ・共通基盤上で変更されている。昨年4月に市長選で市長が変更された際や、市長が海外公務に先かれば印刷に使用しました。(I市) 【留意】共通要件で実装されており、滞納整理では不要という意見があるため、たたき書を削除する。
6.3.2.	権限設定	各権限について、担当者・グループ単位で操作権限を設定できること。	■滞納整理 その他 権限設定 (22) 各権限について、担当者単位で操作権限を設定できること。						各権限について、担当者単位で操作権限を設定できること。 (赤字・オプション) 操作権限の設定は、団体の規模(=職員数)によって権限を制限する団体とそうでない団体があるかと考えており、オプション機能を想定しております。 E市は具体的な権限内容内を記載していますが、たたき書上は操作権限の設定ができれば問題ないと判断し、記載しません。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	■オプション ・問題なし(C市) ・問題ないと考えます。(H市) 確認しました。(H市) 記載の通り。(H市) 記載の通り。現行運用では権限を設定していません。(J市) 必須 ・操作権限の設定については調査性、個人情報関係上必須であると考えます。オプションではなく、基本機能として備えるべきではないか?(E市) 【留意】権限未設定の職員もあるが、照会権や個人情報関係上必須という意見もあるため、たたき書を必須機能に修正する。(使用しない場合は、権限を同一に設定することで何れも可と想定)	
6.3.3.	担当者スケジュール管理	各担当者のスケジュールについて、カレンダー式に管理(参照、登録、修正、削除)できること。 また、期間を指定したスケジュールを開覧できること。	■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 スケジュール管理 (9) (8) ・交渉記録に関する予定、実績、不履行の確認ができること。 ・月間・週間・日次のスケジュールを画面で確認できること。	■照会・異動 10 スケジュール 対象者に関する登録されている予定を表示する。 11 差押予定 差押予定を表示する。 12 差押予定処理 差押予定の登録・修正・削除を行うことができる。 13 取立予定 取立予定を表示する。 14 取立予定処理 取立予定の登録・修正・削除・区分登録・処理更新を行うことができる。	■オンライン処理 滞納整理状況 スケジュール管理 (28) ・職員のスケジュール管理ができること。				各担当者のスケジュールについて、カレンダー式に登録、修正、削除、閲覧できること。 (赤字・必須) 担当者のスケジュール機能は、毎週確認して作業の抜け漏れを無くす目的がある認識です。一般的に実務/利用されている機能と考えると、必須機能であると想定しています。 C市はスケジュール機能上で管理できる個別の機能(差押予定登録等)を記載していますが、たたき書上はスケジュール機能カレンダー式に管理できれば問題ないと判断し、記載しません。 B市の月間スケジュール/週間スケジュール画面切り替え機能は、職員の見やすさに配慮した機能と推測しており、適切なカスタマイズと考え、記載しております。	a) 左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) その他に具体的に確認すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) 必要 ・問題なし(C市) ・各担当者ごとのスケジュールを参照し確認ができる。(E市) 必要ではない ・別途スケジュール管理ができるシステムがありますので、必須ではない。(H市) 【留意】滞納処分、滞納予定日等の情報を、スケジュール上登録可能となるよう、たたき書に必須機能として追加する。	
6.3.4.	スケジュール管理画面から、交渉記録の登録を行うことができること。	■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 スケジュール管理 (9) ・スケジュール管理画面より交渉記録の登録を行うことができること。	■照会異動・履歴 17 スケジュール 対象者に関する登録されている予定を表示。予定日を指定、処理済を除くチェックすることにより絞り込み表示。また、スケジュールの追加・修正・削除を行う。 18 差押予定一覧 差押予定一覧を表示。また、差押予定の登録・修正・削除を行うことができる。 19 取立予定一覧 取立予定を表示。処理済を含めての表示を指定できる。また、取立予定の登録・修正・削除・区分登録・処理更新を行うことができる。						(赤字・オプション) 業務効率化に資する機能ですが、現行システムで実装されているか確認いたします。	<要確認事項> a) 本要件の必要性についてご教示ください。6.3.6の機能によって個人照会画面への展開ができる場合においても、スケジュール管理画面での交渉記録の登録は行えたほうが良いでしょうか。(E市) b) 展開されている場合は、使用頻度を併せてご教示ください。使用頻度が高く、必要性が高い場合、オプション機能として定義いたします。	a) 【確認】本要件の必要性についてご教示ください。6.3.6の機能によって個人照会画面への展開ができる場合においても、スケジュール管理画面での交渉記録の登録は行えたほうが良いでしょうか。(E市) b) 展開されていない ・展開されていない。(C市) ・個人照会画面への展開機能でよい ・スケジュール管理画面から個人照会画面へ展開し、個人照会画面後に確認ができるようになっている。使用頻度としては、ほとんど使用していない。(E市) ・当市ではスケジュール管理画面から個人照会画面に展開し、個人照会画面に展開して状況を確認する必要があるので、スケジュール管理画面から登録できる必要性はないと考えます。(H市) ・現行システムでは、6.3.6の個人照会画面へ展開のみ。(I市) 【留意】個人照会画面に展開し、交渉記録に確認できればよいとの意見があるため、たたき書を削除する。	

機能名称	仕様書たたき	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点A)	検討項目（論点B)	
6.3.12. 宛名	各文書に、 窓あき封筒用の宛名印字機能 があり、 登録住所地を自動印字 することができること。		■滞納整理 文書記録・滞納者管理 滞納者情報 (B) ・窓あき封筒用の宛名印字機能があり、登録住所地を自動印字することができること。	□宛先帳票印刷 宛先帳票を印刷できること。 (1) 滞納後の画面で表示している者が一覧に表示されること。 (2) 送付先、郵便番号、氏名、住所、表題、文面が設定できること。					(青字・オプション) 各文書の宛名印字機能は、業務効率化に資するため、必須性が強く、必須機能であると想定しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし (C市) ・特段の意見なし。 (E市) ・特記する場合は、欄外で定義する問題であると考えます。 (H市) ・確認しました。 (I市) ・記載の通り。 (J市) ・各担当者は毎日使用する機能です。 (J市) 【参考】宛名の印字箇所等は、欄外で検討する。	
6.3.13.	宛名書 (送付先、郵便番号、氏名、住所、表題、文面) を印刷できること。また、宛名書は、窓あき封筒に対応できること。			□宛先帳票印刷 宛先帳票を印刷できること。 (1) 滞納後の画面で表示している者が一覧に表示されること。 (2) 送付先、郵便番号、氏名、住所、表題、文面が設定できること。					(青字・オプション) 各文書の宛名印字機能の有無にかかわらず、宛名書が必要となるケースが考えられます。 (郵便振替納付書や、団体の案内文送付等) 宛名印字機能が必要機能であれば、宛名書の必要な場面は限られると考えられており、オプション機能と想定しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし (C市) ・宛名書は文面 (送り状) も兼ねて印刷している (催告書の右上に送付情報)。印字出来ない帳票の場合は6.3.14記載の送付票で対応。 (E市) ・同上 (F市) ・確認しました。 (I市) ・記載の通り。 (J市) 【参考】宛名書の詳細は、欄外で検討。	
6.3.14.	宛名シールを印刷できること。								(青字・オプション) 各文書の宛名印字機能の有無にかかわらず、宛名シールが必要となるケースが考えられます。 (郵便振替納付書や、団体の案内文送付等) 宛名印字機能が必要機能であれば、宛名シールの必要な場面は限られると考えられており、オプション機能と想定しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし (C市) ・確認しました。 (I市) ・特に意見なし。当市では滞納管理システムに宛名シールではなく、送付票 (A4用紙に相手方の郵便番号、住所、氏名) を印字している。 (E市) ・対象のデータは元々宛名シールを印刷するソフトで取得することであり、不要であると考えます。 (H市) 【留意】一箇宛在ソフトで対応しているという意見があるが、システム外で対応できるか、あるいは、6.3.13.の宛名書があれば、本たたき会の機能は不要か。	
6.4. 債権物システム連携												
6.4.1.	収納システムから収納情報を連携できること。	No. 6-5_1	■滞納整理 前金・発行 収納情報 (4) ・各税目の収納情報を翌日業務開始まで即時に反映できること。また、充当・還付も同様に即時反映できること。	未納・滞納を問わず収納データについて全件を連携する。(連携のタイミングは最終1日1回)				収納システムから滞納情報を連携できること。	(青字・オプション) 収納システムからの連携機能は、必須と想定されますが、データベースを共有する場合はこの限りでないため、オプション機能と想定しております。 S社では連携される情報を列挙していますが、連携内容は地域情報プラットフォームに関する理解しており、各ベンダによって大きな差はないと考えられており、たたき会で定義しません。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないでしょうか。	a) ・問題なし (C市) ・収納情報の連携は必要。 (E市) ・支障がなければ、(I市) ・記載の通り。 (J市) ・滞納システムと、収納システムとの情報連携は必要。 ・当市は現状、滞納システム・収納システム・滞納管理システムへ連携されている。 (E市) b) ・また滞納情報 (処分情報) の収納側への連携も必須。現在、連携しているが業務時間中に収納システムで入力したものは夜間連携になり滞納管理システムで確認できるのは望ましい。 (E市) 【留意】 収納2.1.1. 「滞りデータの管理」 完結前データ、4.2.2. 「滞り停止」 繰上徴収、6.1.1. 「納付書即時発行」 差押等の情報、6.1.1. 「滞りシステムとの連携」 異動情報 (処分情報、滞りデータ)、滞納2.7.4. 「滞り処分管理」 滞納債で変更した納期について、収納側に連携する必要がある。 (E市) ・直接収納情報を取り込みし、収納側に連携する運用も考えられることから、収納履歴を外部から取り込む機能が適切だと考えます。取り込み機能を連携として実現できれば、原則的に利用できないコンピュータシステムで収納方法を取得しても (収納データを加工する必要はあるが) マスタの追加のみで対応できるものと考えます。 (H市) 【留意】 滞納側で直接収納情報を取り込み、収納側に連携する機能があるか確認。 (H市) ・当市では収納側から連携していますが、記載のとおり収納側から連携しなくても不都合なことはありませんし (収納・滞納を同一データで取り込む運用もありません)、収納側からの連携では滞納側へのデータの反映が1日遅れることから滞納側に直接連携を望む自治体もあることを想定して提案したものです。なお、データ上流を収納と滞納のどちらにするかという問題ははたして、確定滞納で滞り期間となるのですが、確定滞納金の登録時に滞納の切り捨ての仕様が異なる可能性が必ずあります。そのため自動的に滞り滞納者への折衝に使用している滞納側を確定滞納金のデータの上流とした方がよいと考えられています。そのため収納側をデータの upstream として決めてしまうのは仕様としては不適切ではないかと認識しています。 (H市) 【留意】 収納・滞納がシステムの場合は、本たたき会の連携機能は活用されなくてもよい。 【留意】 収納→滞納の収納情報の連携について、金融機関等からの納付データをシステムの外側で加工して滞納側に取り込むことは運用としては望まれない。 (E市) 【留意】 2.1.15. 「滞り明細管理」 で定義した、滞り金の修正機能で滞り金を修正し、収納側に連携することで対応可能か。 (H市) 【留意】 各債権員において、滞り金以外に修正機能を連携する必要がある項目はあるか。 (本取などを参照) 【留意】 (上記滞り金修正機能が必要となった項目について) 滞り金を修正した項目を、収納側に連携するよう、たたき会に必須機能として追加する。	
6.4.2.	滞納情報の連携		9.1.1 滞納情報登録 各税業務から滞納情報を受け取れること。更正があった情報については更正処理後の滞納情報も受け取れること。	■オンライン処理 滞納整理状況 滞納基本 (30) ・個人住民税 (特例) データから勤務先を取り込むことができること			滞納システム側へ、滞納情報 (所有している不動産、申告の有無、所得額、控除額、勤務先など) を連携できること。	(青字・オプション) 滞納システム、収納システムからの連携機能は、必須と想定されますが、データベースを共有する場合はこの限りでないため、オプション機能と想定しております。 S社では連携される情報を列挙していますが、連携内容は地域情報プラットフォームに関する理解しており、各ベンダによって大きな差はないと考えられており、たたき会で定義しません。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないでしょうか。	a) ・問題なし (C市) ・支障がなければ、(I市) ・記載の通り。 (J市) ・滞納システムと、収納システムとの情報連携は必要。 ・当市は現状、滞納システム・収納システム・滞納管理システムへ連携されている。 (E市) b) ・連携については、汎用機の時代と違いDBの標準化が進んでいる現在ではシステム外でのデータの取り取りで問題ありません。 (H市) ・何を連携するか決められないので、仕様として不適当であるか否かではないかと考えます。(連携に際してシステムの仕様で記載する場合は、上記の様に連携したい (取り込みをしない) データについて取込機能 (データ形式指定して) を実装でき、連携にその形でデータ出力させることで対応することが適当であると考えます。あえて表記するならばRDBであることと使用する文字コードを指定することではないかと考えます。 (H市) 【留意】 データ形式等は標準仕様書上は規定しない。 【留意】 列では、地域情報プラットフォームの連携内容を認識していないが、地域情報プラットフォームの連携内容を認識した方がよい。 ・データベースを共有する場合、端末も同じ物を使用できるでしょうか。当市では課税系端末 (宛名管理も含む) と収納系端末が別に設置されているため、一定の滞納情報の収納システムへの取り込みが必要になります。 (E市) 【留意】 各債権員におけるネットワーク・端末構成等を標準仕様で定義することはありませんが、一般にマイナンバー利用系の標準は同一端末で操作できるものと想定しております。		
6.4.3.	住民情報システムとの連携						住民情報システムから住民情報 (死亡者情報等) を連携できること。	(青字・オプション) 住民情報システムからの連携機能は、必須と想定されますが、データベースを共有する場合はこの限りでないため、オプション機能と想定しております。 S社では連携される情報を列挙していますが、連携内容は地域情報プラットフォームに関する理解しており、各ベンダによって大きな差はないと考えられており、たたき会で定義しません。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないでしょうか。	・問題なし (C市) ・支障がなければ、(I市) ・「滞り情報開示禁止原則」の関係で住民記録データベースとの共有ではなく、1.1.2. のような情報を連携させるようなオプション機能が必要と考える。(E市) ・たとえば国民健康保険システム、後期のシステムからの証情報 (一般、短期、資格)、滞り情報や、生保支給情報も連携してほしい。ただし、後者は現行ではできていない。(I市) ・当市では滞りシステム側の宛名管理システムで連携しているため、他の対応方法が可能であれば必須ではないと考えます。(E市) 【留意】 国民健康保険で、「住所・氏名連携」として、住民記録システムで管理する住所情報並びに滞りシステム等で管理する住所情報、個人情報、及びそれらの住所名情報の連携機能を開発する方向となっているため、たたき会は閉鎖を検討する。 ・【留意】 住民情報システムの標準化も議論されていると聞いていますが、マイナンバーが導入されたことを踏まえ、住民情報システムでは今後同一人物は同一の住所番号を使用するよう標準化するよう要望していただきたいです。(又は、滞りシステム側で同じマイナンバーの住所番号を自動的に名称する機能を標準化していただきたいです。現在名称の確認・登録に年間でかなり時間をとられてしまっています。)(H市) 【留意】 各債権員の標準化については、中核検討します。		